

「教科書検定の改善に関する検討課題」に係る意見書

全国特別支援学校長会

会長 緒方 直彦

(1) 文字や図画以外のデジタルコンテンツの審査方法について

- 全国特別支援学校長会としては、デジタル教科書は学習指導要領に基づく「主たる教材」であり、国による検定を通じて内容の正確性・中立性・教育的妥当性が保証されるべきものとする。
- そのため、デジタル教科書に掲載を認めるデジタルコンテンツは、紙面のみでは理解が困難な事項を補足する必要最小限の動画・音声・シミュレーション等に限定し、教科書本文と一体として検定可能なものに精選すべきである。
- デジタル教科書としてのデジタルコンテンツには、本文との対応関係が明確であること、学習指導要領の内容を代替するのではなく補完するものであること、内容が固定され検定後に無制限な改変が行われないうことを要件とすることが望ましい。

(2) 動画・音声の「内容」に係る審査方法について

- デジタル教科書に掲載する動画・音声は、文字や静止画のみでは理解が難しい内容を補完する場合に限定し、その総量には一定の上限を設けることが必要であるとする。
- デジタル教科書は主たる教材であり、学習の中心はあくまでデジタル教科書本文でなければならないため、動画視聴が授業の主体となる状況は避けるべきである。
- 動画や音声は、実験・観察、運動技能、発音など教科固有の必要性が高い内容に限定し、1 単元当たりの本数や総再生時間について目安を示すことが望ましい。
- また、掲載するコンテンツは学習指導要領との対応関係が明確で、教科書本文を補足する内容に限ること、内容が固定され検定後に容易に変更されないこと、教師や児童生徒に過度な負担を与えない簡潔な長さであることを要件とすべきである。

(3) 訂正申請について

- デジタル教科書における訂正申請は、最新の事実に基づく学習を保障する上で重要であるが、特別支援学校においては、訂正の時期、方法、周知が児童生徒の学習に大きく影響する。
- 訂正は迅速性のみを優先せず、訂正履歴、変更箇所、反映時期、旧版との違いを教師が把握できる仕組みを整備すべきである。
- 特に学期途中の訂正については、評価、指導計画、個別の指導計画との整合を確保するため、学校への事前通知と一定の移行期間を設けることが望ましい。

(4) その他(特別支援学校におけるデジタル教科書の課題)

- 特別支援学校に在籍する児童生徒にとって、動画、音声、シミュレーション、操作型教材等のデジタルコンテンツは、障害による学習上又は生活上の困難を補い、理解を深める上で有効である。
- 視覚障害のある児童生徒には音声化、触覚教材との連携、画面読み上げへの対応が不可欠であり、聴覚障害のある児童生徒には字幕、手話、視覚的説明が求められる。肢体不自由のある児童生徒にはタッチ操作や視線入力等に対応した操作性、知的障害のある児童生徒には簡潔な構成、反復性、具体物との関連、病弱の児童生徒には体調や学習場所に応じた柔軟な利用が重要である。
- したがって、教科書に含めるデジタルコンテンツは、単なる付加教材ではなく、学習指導要領に基づく主たる教材としての必然性、内容の正確性は当然として、障害特性に応じたアクセシビリティについての配慮も併せて望む。